

出雲市 障がい者計画 (平成27年度～平成32年度)

第4期 障がい福祉計画 (平成27年度～平成29年度)

を策定しました

障がい者計画

市では、障がいがあっても、自らの意思で自らの方向性を選択し、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき住みたいと思う地域で、地域社会の構成員として、その人らしい生活ができる社会の実現を目指します。

障がいのある方の自立と社会参加を支え、地域の支援体制を整備していくため、次の方向性により障がい福祉施策を進めていきます。

*障がい者計画は、障害者基本法に基づき、市における障がい福祉施策の基本的な方向性を示す計画です。

- (1) 障がい児を支援するために連携する(教育との連携)
- (2) 就労を支援する(就労場所を確保する)
- (3) 地域移行を支援する(病院・施設から地域で暮らすための相談支援体制を強化する)
- (4) 社会参加を支援する(社会参加の機会を増やす)
- (5) 人材を育成する(地域の支援体制構築と人材の確保)
- (6) 権利擁護、災害時支援(権利の擁護・虐待の防止、災害時の支援)



第4期 障がい福祉計画

障がい者計画に掲げる施策を推進していくために、次のとおり支援体制を構築していきます。

*障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき3年を1期として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の種類ごとの必要な見込み等を示す計画です。

- (1) 障がい児支援
 - ・地域の中核的な療育支援施設である市内3か所の児童発達支援センターを中心に、専門的な支援体制の構築を図ります。
 - ・需要が高い児童発達支援と放課後等デイサービスについて、サービスの充実を図ります。
- (2) 重症心身障がい児(者)支援
 - ・医療依存度の高い障がい児(者)の短期入所等、受け入れ体制の確保を進めます。
- (3) 発達障がい、高次脳機能障がい者(児)支援
 - ・発達障がい者(児)の支援については、早期発見から保健、医療、福祉、教育、就労等のサービス提供と、ライフステージを通じた支援を関係機関が連携して行います。
 - ・高次脳機能障がいの理解を深めるための普及、啓発に取り組みます。
- (4) 就労支援
 - ・関係機関との連携により、就労の定着支援、工賃向上のための啓発等を進めます。
- (5) 相談支援
 - ・相談支援専門員によるサービス等利用計画の定期的なモニタリングと継続的な支援、質の向上を図ります。
 - ・サービス等利用計画が利用者の意思を尊重した計画となっているか評価を行い、振り返りを行うことで障がいのある方の生活の質の向上を図ります。
- (6) 地域移行
 - ・保健、医療機関、相談支援事業所等と連携を図りながら、介護給付における地域移行、地域定着のサービスの充実を図ります。
- (7) 権利擁護
 - ・出雲市障がい者虐待防止センターを中心に、関係機関と連携を取りながら障がい者虐待の相談対応、防止のための広報活動や研修等を実施します。
- (8) 連携
 - ・障がいのある方の解決すべき課題に応じて、チームでの支援の充実を図ります。
- (9) 障がい福祉サービス
 - ・サービス等利用計画により、適切なサービスが受けられるよう相談支援事業所等と連携を深めます。
- (10) 人材育成
 - ・サービス提供者の質の向上を図るための研修会を開催します。